平成２２年（フ）第６３０号
京都市南区吉祥院石原西ノ開町１番地
債務者　山元喜代美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１
31棟106号
債務者　吹田　榮啓
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
兵庫県西宮市甲子園七番町15番23―303号
債務者　福井　摩子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９号
鳥取県鳥取市河原町佐貫1001番地
債務者　西村　益巳
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
鳥取県鳥取市湖山町北２丁目588番地　れいめい荘101号
債務者　懸樋美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８号
鳥取県米子市夜見町1860番地１
債務者　松山　明史
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３７号
愛媛県松山市来住町1079番地12　大進第１ビル301号
債務者　高松　美佐
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４８号
愛媛県松山市堀江町甲1409番地１　松山グランドハイツ515号
債務者　高須賀綾子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
愛媛県松山市市坪北１丁目３番23号
債務者　香村伊都子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
愛媛県松山市桑原３丁目４番６号　コウホウマンション303号
債務者　河野　友亨
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
愛媛県松山市湯の山５丁目３番地10
債務者　井川喜美惠
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
愛媛県松山市南久米町785番地　フレンドリー91　D102号
債務者　寺田　好美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
愛媛県伊予郡砥部町原町３番地　タイガースマンション203号
債務者　武智　陽二
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
高知県香南市吉川町吉原2408番地１
債務者　古川　　正
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５９号
高知県香南市赤岡町1088番地１
債務者　竹村　正紘
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６４号
高知市曙町１丁目３番29号　斉藤勝一方
債務者　岸本　京子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７２号
高知市一宮中町１丁目14番48号　杉本栄方、申立時の住所高知市桟橋通６丁目９番５―604号
債務者　伊藤　豊静
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７５号
高知市北中山30番地３
債務者　小松佳世子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係